

令5 建築指導第703号
令和6年(2024年)3月15日

一般社団法人山口県建築協会
会長 磯部 雄一 様

山口県土木建築部建築指導課長

営繕系解体工事の入札における「指定部分に係る見積書」の提出について

本県では、営繕系解体工事の入札においてより適正な予定価格を設定するために、下記のとおり、入札時に「指定部分に係る見積書」の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

「指定部分に係る見積書」の提出を入札の参加条件にしていますのでご注意ください。

記

1 対象工事

土木建築部建築指導課及び住宅課が入札に付す全ての営繕系解体工事

2 適用日

令和6年5月1日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用

3 入札参加者への周知

当面の間、別途通知する「入札情報サービス（PPI）に掲載するお知らせ」（別紙を追加したもの）を設計図書に添付する予定です。

～ウェブページ掲載箇所～

トップページ>組織から探す>土木建築部>建築指導課>営繕系解体工事の入札における「指定部分に係る見積書」の提出について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/248409.html>

問い合わせ先

営繕調整班 担当 水井、佐々木

TEL 083-933-3843, FAX 083-933-3869

e-mail a18800@pref.yamaguchi.lg.jp

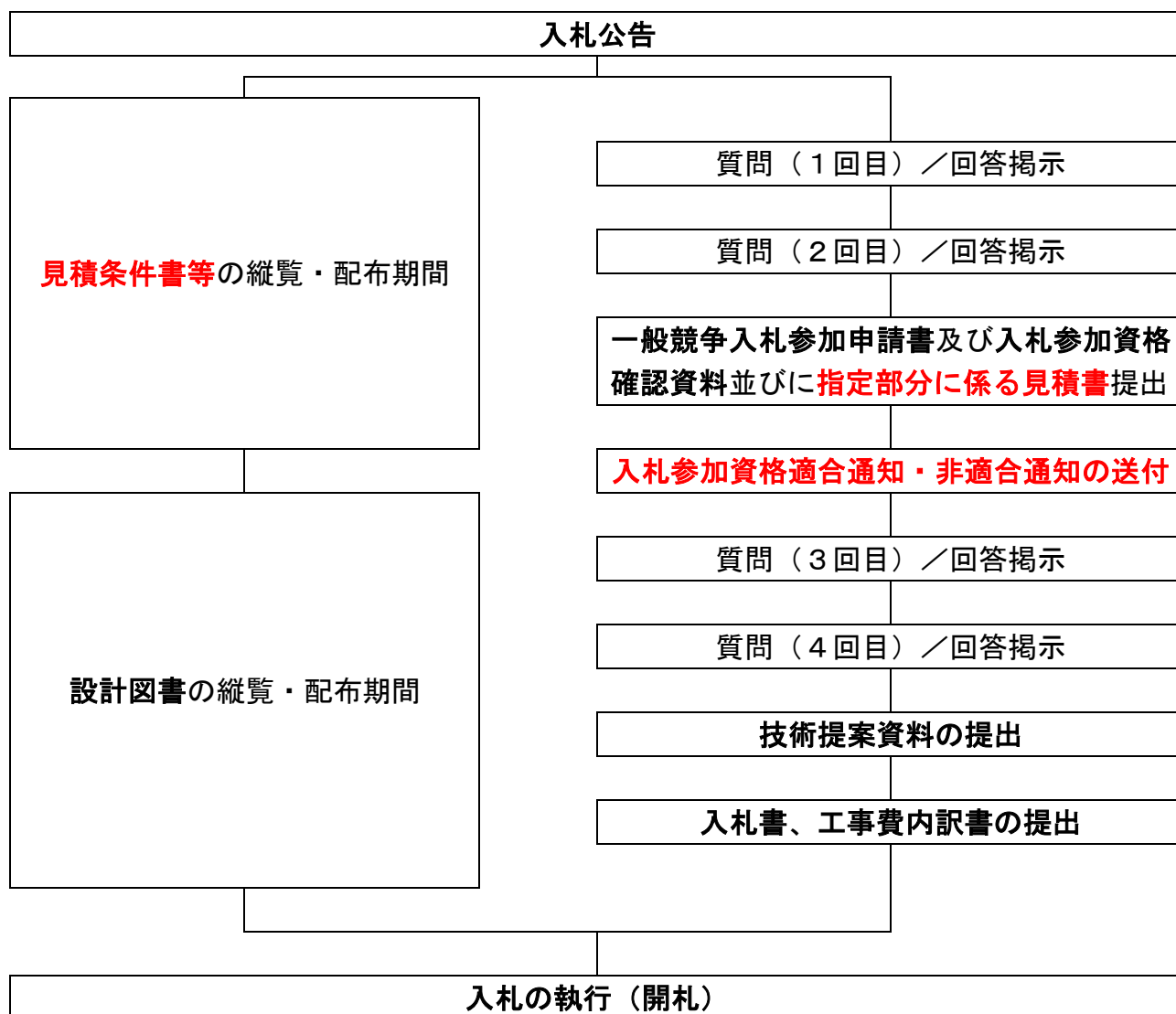
営繕系解体工事の入札における「指定部分に係る見積書」の提出について

山口県

令和6年5月1日以降に土木建築部建築指導課及び住宅課において入札公告（指名通知）をする営繕系解体工事では、「指定部分に係る見積書」の提出を求めています。

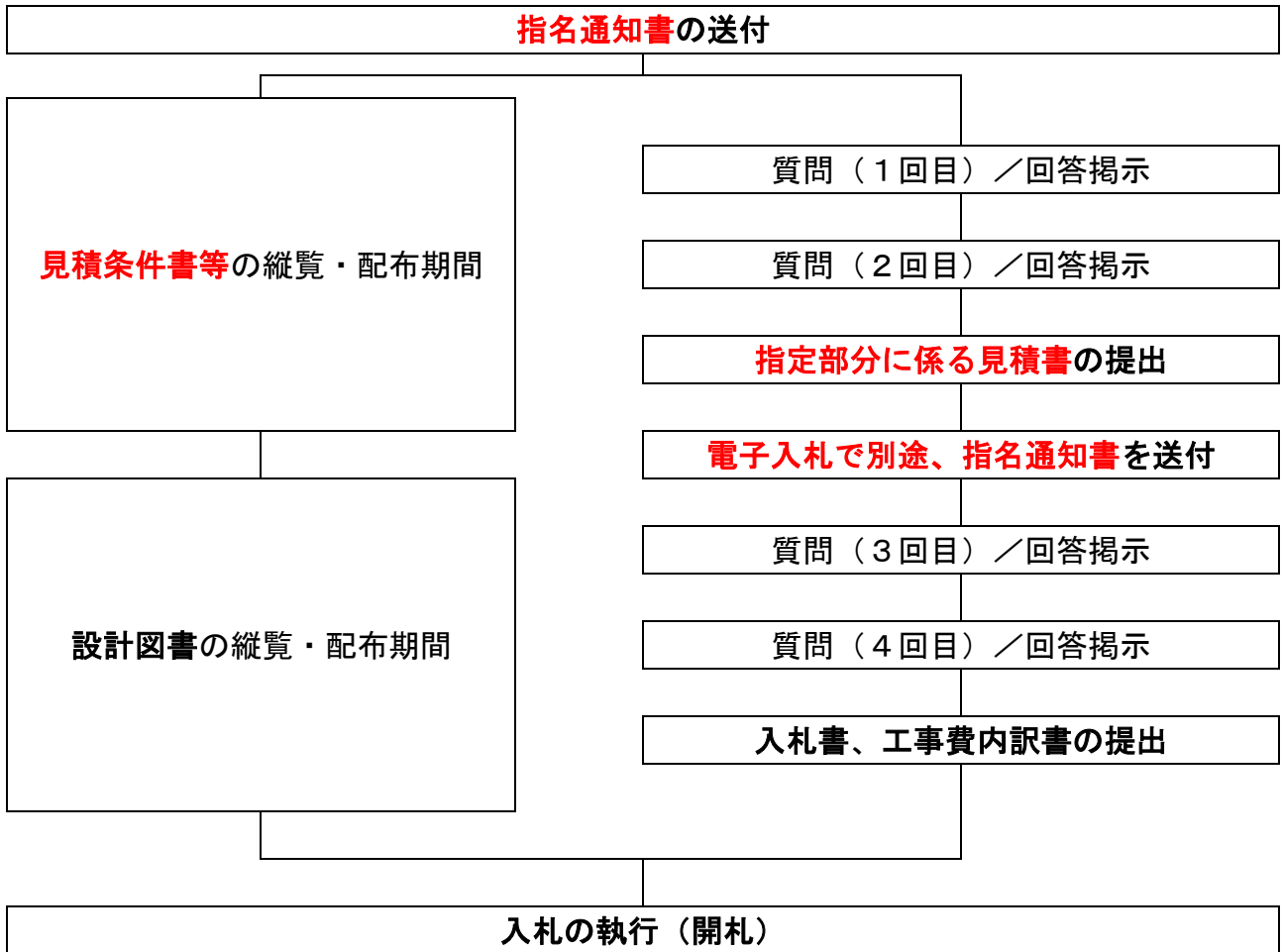
「指定部分に係る見積書」を提出されなければ入札参加資格がありませんのでご注意ください。

《入札公告から入札執行までの概ねの流れ》



※ 詳細は、入札公告を御確認ください。

《指名通知から入札執行までの概ねの流れ》



※ 詳細は、指名通知書を御確認ください。